

米山地域統合小学校の校名（案）募集要領（案）

1 募集目的

米山地域開校準備委員会において、中津山小学校、米岡小学校、米山東小学校で予定している統合小学校の校名（案）を決定するため、その案を募集するもの

2 応募資格

- (1) 登米市米山地域在住者
- (2) 登米市米山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者
- (3) 登米市米山地域の幼稚園・保育園に通園している乳幼児の保護者
- (4) 登米市米山地域にゆかりのある方（以前居住していた方、事業所に勤務している方など）

3 募集期間

令和5年10月20日（金）から令和5年11月10日（金）まで

4 応募用紙の配布方法

応募用紙は、児童生徒用と一般用に分けて配布する。

(1) 児童生徒用

各小学校、中学校を通じて配布する。

(2) 一般用（保護者用を兼ねる。）

行政区長配布で米山地域の全世帯に配布し、市公式ホームページでも応募用紙を公開する。

また、米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館には、予備の応募用紙を設置する。

米山地域の小中学校に通学している児童生徒の保護者、幼稚園・保育園に通園している乳幼児の保護者については、各学校等を通じて配布する。

5 応募方法

応募用紙に、校名（案）、その校名（案）にした理由、氏名、児童生徒は学校・学年、一般は年代と行政区（保護者は子どもの学校名または園名）を記入し、次により提出すること。

応募は、1人1案とする。

(1) 児童生徒・保護者

募集期間内に、各学校・園に提出する。（集計は登米市教育委員会）

(2) 一般

米山総合支所、米山公民館、吉田公民館及び中津山公民館に設置した回収箱に投函するか、教育委員会教育部学校再編推進室にFAXまたは電子メールで提出する。

なお、電子メールの場合、メール本文に必要事項が記入されていれば受け付ける。

6 校名（案）の決定方法

応募された校名の素案の集計結果をもとに、多数票だけで決定するものではなく、米山地域開校準備委員会において協議・検討し決定する。

7 募集から決定までのスケジュール

| 時 期 | 内 容 |
|---------------|---------------------------------------|
| 令和5年10月12日 | 第3回開校準備委員会（募集要領・応募用紙検討） |
| 10月19日 | 行政区長配布、学校・園配布 |
| 10月20日 | 募集開始（回収箱設置、学校再編推進室での受付、学校・園での回収） |
| 11月10日 | 応募締切 |
| 11月中旬～11月下旬 | 事務局での集計作業 |
| 12月上旬 | 第4回開校準備委員会（集計結果の報告、校名（案）候補の選定） |
| 令和6年1月中旬～1月下旬 | 米山地域の小中学校の児童生徒への意見聴取 |
| 2月上旬 | 事務局で意見聴取結果とりまとめ |
| 2月中旬 | 第5回開校準備委員会 （意見聴取結果をもとに検討し、校名（案）決定） |
| 令和7年度 | 教育委員会での校名（案）（条例改正案）決定 |
| 令和7年度 | 議会での条例改正・校名決定 |

(案)

米山地域の統合小学校の校名(案)を募集します。

中津山小学校、米岡小学校、米山東小学校で予定している統合小学校の校名(案)を募集します。統合小学校が地域に愛される学校となるよう、ご応募をお願いします。

| 募集の詳細 | |
|------------|---|
| 募集期間 | 令和5年10月20日(金)から令和5年11月10日(金)まで |
| 応募資格 | ① 登米市米山地域在住者 ② 登米市米山地域の小中学校に通学している児童生徒とその保護者 ③ 登米市米山地域の幼稚園・保育園に通園している乳幼児の保護者 ④ 登米市米山地域にゆかりのある方(以前居住していた方、事業所に勤務している方など) |
| 応募方法 | 下部の応募用紙に必要事項を記入いただき、次のいずれかの方法で応募してください。応募は1人1案とさせていただきます。 ① 米山総合支所、米山公民館、吉田公民館、中津山公民館に設置している回収箱への投函 ※ 応募用紙は、米山総合支所、米山公民館、吉田公民館、中津山公民館にも置いているほか、登米市公式ホームページからもダウンロードできます。 ② 教育委員会学校再編推進室にFAXまたは電子メールで提出 ※ FAX番号、電子メールアドレスは、下記の問い合わせ先をご覧ください。 ※ 電子メールでの応募の場合、タイトルを「米山地域統合校校名案応募」とし、メール本文に応募用紙の必要事項を記入いただければ受け付けます。 ③ 児童生徒と保護者は、学校または園に提出してください。 |
| 校名(案)の決定方法 | 校名(案)は、応募された案をもとに、多数票だけで決定するものではなく、米山地域開校準備委員会において協議・検討し決定します。 なお、決定した校名に関する一切の権利(著作権等)は、登米市教育委員会に帰属するものとします。 ※ 校名は、市教育委員会議を経て、市議会での議決を得て関係条例を改正することにより最終決定となります。 |
| 問い合わせ先 | 登米市教育委員会教育部学校再編推進室 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地 電話：0220-34-2679 / FAX：0220-34-2504 電子メール：gakkousaihen@city.tome.miyagi.jp |

-----キリトサセン-----

| 米山地域の統合小学校の校名(案)の応募用紙 | | |
|-----------------------|--|---|
| 統合校の校名(案) | ふりがな() 登米市立()小学校 ※表記は漢字、ひらがな、カタカナのいずれかわかるようにしてください。 | |
| その校名(案)にした理由 | | |
| 応募者情報 | 氏名 | |
| | 年代 | 10歳未満・10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上 |
| | 行政区等 | ※児童生徒と保護者のみ記入をお願いします。 【学校名または園名：()】 |

